

マルヤマ

加圧式粉末消火器取扱説明書

この度は弊社の消火器をお買いあげいただきまことにありがとうございました。

設置の前にこの取扱説明書と消火器の銘板をよくお読みいただき、正しく安全にお使いください。

また、この取扱説明書は大切に保管してください。

1. 安全にご使用いただくために

- ここに示した注意事項は消火器を安全にお使いいただき、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防止するためのものです。
- この取扱説明書では、危害や損害の大きさ等から特に重要と考えられる取扱い上の注意事項について「危険」、「警告」、「注意」の3つに区分しています。
 - △危険：取扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷を負うかまたは防災機能に致命的な悪影響を及ぼすことが想定される場合。
 - △警告：取扱いを誤った場合、使用者が重傷や傷害を負うかまたは防災機能の一部に重大な悪影響を及ぼすことが想定される場合。
 - △注意：取扱いを誤った場合、使用者が傷害を負うかまたは防災機能に悪影響を及ぼす可能性がある場合、および防災機能を長期にわたって有効に活用する上で、ぜひ守ってほしい事項。

放射後の健康被害防止のための注意事項について

- 粉末消火薬剤は消火を目的とし、安全性が高く身体への影響は軽微です。
- 通常の使用により薬剤を吸引した場合、眼・鼻・喉に違和感を感じることがあります。
- 消火薬剤の清掃には十分な換気の元で、吸引及び眼・皮膚等に付着しないようマスク等の保護具を着用してください。
- 万一身体に異常を感じる場合は、医師の診断を受けてください。

社団法人 日本消火器工業会

2. 適応火災

この消火器は、次のような火災に対してご使用ください。

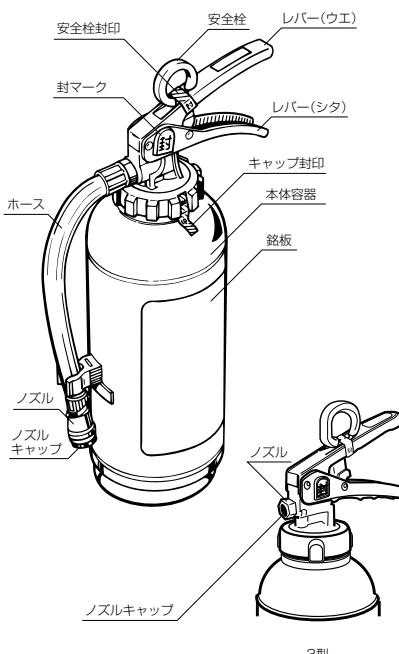
銘板表示	適応する火災
普通火災用 	木材・紙・繊維などの火災 (A火災)
油火災用 	ガソリン・灯油・天ぷら油などの火災 (B火災)
電気火災用 	通電している電気機器・電気設備などの火災 (C火災)

3. 取扱い上の注意

消火器は圧力容器です。使い方を誤ると大変危険ですので、本取扱説明書をよく読んで正しく理解してお使いください。

△ 危険	本体容器の破裂などにより、使用者が死亡または重傷を負う恐れがあります。著しい錆、傷、変形およびキャップのゆるみのあるものは使用しないでください。
	有資格者以外は、分解、補修を行わないでください。
△ 警告	人に向かって放射しないでください。万一消火薬剤が眼や口に入ったり、皮膚に付着した時は、すみやかに水洗いしてください。また眼の痛み、充血その他異常を感じた時は医師の診察を受けてください。
	消火器は絶対に火中に投げこまないでください。消火器が破裂するなど大変危険です。
	消火器は圧力容器です。強い衝撃を与えないでください。
	腐食しやすい場所、湿気の多い場所、潮風や風雨にさらされる場所には設置しないでください。
	濡れた床や地面に、直接置かないでください。
△ 注意	使用温度範囲を超える場所に設置しないでください。
	設計標準使用期間は製造年よりおおむね10年です。設計上の標準使用期限（消火器の銘板に記載）を超えて使用されると、経年劣化による破裂・ケガ等の事故にいたる恐れがあります。
	ためし放射はしないでください。イザという時に使用できなくなります。銘板に「開放式」と表示のあるものは途中で止まりません。また「開閉バルブ式」のものでも時間と共に内部圧力が下がり放射できなくなります。
	消火器を消火以外の目的で使用したり、ネジ部をゆるめたり分解しないでください。
	リサイクルシールをむやみに汚したり、破いたりしないでください。また、リサイクルシールの上に他のシールを貼らないでください。バーコード部分が読み取れなくなり、リサイクルできなくなる場合があります。
	異常が認められた場合は、販売店または弊社にご相談ください。
	消火器の持ち運びは、必ず「レバー（シタ）」を持ってください。

4. 各部の名称



5. 使用方法

消火器の銘板に記載された使用方法に従ってください。



ご使用する時の注意

△ 注意	安全栓を抜くときは、レバーを握らないでください。
	ホースはしっかりと握ってください。(3型はホースが付いていません)
	レバーを握るときは手を挟まないように注意してください。また、作動には150~200Nの力が必要です。レバーが握れないときは消火器を床に置きノズルを火元に向け、レバーを押して作動させてから持ち上げてください。
	銘板に「開閉バルブ式」と表示されている消火器はレバーを離すと放射が止まります。
	消火器はなるべく垂直に保持して消火作業を行ってください。傾きが大きくなると正常に放射できません。

6. 消火方法

- 消火開始時には、少なくとも火元より3m以上はなれた位置より放射し、炎がおさまるにつれ接近してください。
- 普通火災・電気火災は直接燃焼物に放射して消火します。
- 油火災の場合は炎の下を掃くように放射して消火します。

消火に際しての注意

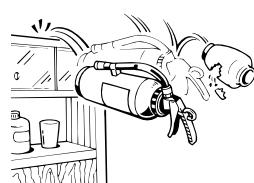
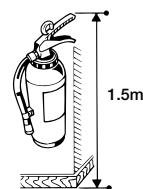
⚠ 警告	避難経路を確保しながら消火してください。
	火元から3m以上はなれてから放射を開始してください。近づきすぎると火傷の恐れがあります。特に油火災では放射の勢いで油の飛散による火災の拡大、炎の吹き返しによる火傷の恐れがあります。
⚠ 注意	火災は煙、熱気、有毒ガスなどが発生します。十分に注意して消火作業をしてください。
	消火器は初期消火の器具です。火災の大きさ、消火の時期、適応火災の違いなどにより消火できない場合があります。
	適応火災は、銘板の表示マークと「取扱説明書」で確認してください。
⚠ 注意	無理な消火作業を続けることによって火災の拡大を引き起こさないように、周囲の人に声をかけ、応援を求めるよう心がけてください。
	一度消火しても、火種が残ったり燃焼物が高温のときは再燃します。必ず全量を放射してください。

消火後の注意

⚠ 注意	消火薬剤および消火薬剤のかかった食物は絶対に口にしないでください。
	ガスや電気の関連した火災では、消火後必ずガスの元栓を閉めたり、電源を切ってください。
	飛散した消火薬剤のかかった器物をそのまま放置すると腐食、絶縁不良、感電などを起こすことがありますので、十分に清掃してください。特に、電気機器は絶縁していることを確認した後、通電してください。
	消火薬剤が皮膚や衣類に付着した時は、水洗いしてください。
	一度操作したものは、新品と交換または詰め替えを行ってください。詰め替えは販売店または弊社にご依頼ください。

7. 設置の方法

- ふだん目につきやすい場所で床面から高さが1.5m以下の場所に設置してください。
- 通行や避難に支障なく、使用の際、容易に持ち出せる場所に設置してください。
- 地震、振動などで消火器が転倒や落しない場所に設置してください。やむをえず設置する場合は転倒防止金具または調整ブラケット(いずれもオプション)を使用して設置してください。
- 上から物が落ちて損傷を受けやすい場所へは設置しないでください。
- 常に水が床に飛散する場所では、設置台(オプション)などを使用して床から離してください。



- 消火器に表示されている使用温度範囲内の場所に設置してください。(表示範囲外の温度になりますと満足な性能を発揮できません)



- 直射日光のある場所、湿気の多い場所、潮風・風雨にさらされる場所、腐食性ガスの発生する場所では格納箱(オプション)に収納するなどの防護策を施してください。



- ガスコンロ、ストーブなど発熱器具の近くに設置しないでください。



- 自動車に積載する場合は自動車用消火器を積載してください。

8. 点検のお願い

- 法定設置の場合は、6か月ごとに法令に従って点検（資格を有するものによる）を行ってください。
- 法定設置以外の場合でも、消火器をいつでも確実にご使用頂くために、ご家庭でも半年に1回は、注意事項を守り下記の点検を実施してください。

点検箇所	点検要領
安全栓	取り付けが正しく変形のないこと。外れているものは使用された恐れがあります。
安全栓封印	封印に破れ、剥離のあるものはすでに使用された恐れがあります。
キャップ封印	封印に破れ、剥離のあるものは一度分解された恐れがあります。
封マーク	落ちていないこと。落ちているものは「使用済」の表示が出ていて一度使用された恐れがあります。（一部の開放式消火器には、「封マーク」「使用済」の表示のないものがあります。）
ノズルキャップ	はずれていないこと。はずれている場合はノズルに異物がないことを確認しキャップをはめてください。異物があると正常に放射されないことがあります。
ホース・ノズル	亀裂、取り付け部のゆるみのこと。亀裂、ゆるみのあるものは、ホースが破裂したり離脱することがあります。
外観	本体容器、レバー(ウエ、シタ)、キャップなどに変形、亀裂、著しい腐食、ゆるみなどのないこと。異常のあるものは満足な性能、機能を発揮できませんし、特に本体容器、キャップの異常は破裂事故を招く恐れがあります。

点検する時の注意事項

△ 危険	有資格者以外は、消火器のネジ部をゆるめたり、分解したりしないでください。
△ 警告	製造後10年を過ぎたものは、耐圧試験圧力値による水圧検査を実施してください。 6か月ごとに法令で定められた点検を実施してください。
△ 注意	点検で異常な点が発見されたものは、点検資格を有する者による、詳しい点検が必要です。販売店または弊社にご相談ください。 レバーに「使用済」マークが現れているものは使用できません。すぐに点検をしてください。（一部の開放式消火器には、「封マーク」「使用済」の表示のないものがあります。） 詰め替えの際は、残った消火薬剤を取り除き、新しい当社指定の粉末(ABC)消火薬剤を規定量充てんしてください。また、消火器の銘板に記載されている新しい加圧用ガス容器と粉上り防止用封板を確実に取り付けてください。 消火器は、ほこりや湿気を嫌います。乾いたやわらかい布などで、きれいに清掃してください。水洗いしたり、有機溶剤（ガソリン、ベンジン、シンナーなど）、中性洗剤などは使用しないでください。

9. 消火器の廃棄

本製品（リサイクルシールが貼付されたものに限る）は廃消火器リサイクルシステムの対象品目です。廃消火器リサイクルシステムは、廃消火器をリサイクル施設を介し再利用するためのシステムです。設計標準使用期限（消火器の銘板に表示）を超えるなど、消火器が不要となった場合は事前に電話にて連絡し、指定引取場所又は特定窓口にお持ち込みください。所在地および連絡先は、（株）消火器リサイクル推進センター（TEL：03-5829-6773【9:00～17:00【土日祝休日および12:00～13:00を除く】]、URL：<http://www.ferpc.jp/>）でご確認できます。

本システムを利用する際の費用はご購入時の製品価格に含まれます。ただし、本製品を指定引取場所、特定窓口へ送る際の送料などは別途料金が必要です。

本システムのご利用義務はありませんが、消火器の廃棄を円滑かつ効率的に行うため、本システムのご利用を推奨いたします。

この消火器は当社の回収システムで回収されリサイクルされます。

消火器についてのお問い合わせ、ご相談は弊社販売店または、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

発売元 **マルヤマエクセル株式会社**

製造元 **丸山製作所**

インターネットホームページ・アドレス <http://www.maruyamaexcell.co.jp>

お問い合わせ先

（株）丸山製作所サポートセンター（TEL：0475-55-3696）

本社：〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-15

東京・千葉営業所 東北営業所 東日本営業所名古屋事務所 西日本営業所 九州営業所

※本書に記載した商品は改良等により、予告なく仕様・その他を変更する場合があります。ご了承ください。